

# その他補足資料

# 病院情報の公表

## 現 行

○ DPC※対象病院における自施設の診療に関する情報を公表する取組を評価するため、機能評価係数Ⅱにおいて、平成29年度より以下の項目について、自院のホームページ上でデータの集計値を公表した場合に、診療報酬において加点している。

※ 急性期入院医療を対象とする診断群分類に基づく1日あたり包括払い制度。

○ 平成29年度の機能評価係数Ⅱの評価においては、1664病院中1629病院が公表を実施。

### 【集計項目】

- ①年齢階級別退院患者数 ②診断群分類別患者数等※(診療科別患者数上位3位まで)
- ③初発の5大癌のUICC 病期分類別ならびに再発患者数 ④成人市中肺炎の重症度別患者数等※
- ⑤脳梗塞のICD10 別患者数等※ ⑥診療科別主要手術別患者数等※(診療科別患者数上位3位まで)
- ⑦その他(DIC、敗血症、その他の真菌症および手術・術後の合併症の発生率)

※「等」は、平均在院日数(自院)、平均在院日数(全国)、転院率、平均年齢、患者用パス

○ データ公表の様式において求められている事項のうち、「平均在院日数(全国)」、「転院率」、「平均年齢」及び「合併症の発生率」については、広告における取り扱いが明確化されていない。

## 改 正 ( 案 )

○ 「平均在院日数(全国)」等について広告可能事項として個別に取扱いを明示する考え方もあるが、公表を求める項目については、適宜変更がありうることから、機能評価係数Ⅱにおいて公表を求める項目については、広告告示※を改正し、包括的に広告可能事項に追加してはどうか。

※ 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)

### 1. 医療の質と安全の評価

- ① 日本医療機能評価機構が行う評価の結果については、広告可能とされている(広告告示※<sup>1</sup>)。
- ② ①以外の第三者評価機関としてJCI※<sup>2</sup>が上記と同等の評価としてあり、日本でも認定を取得する医療機関が増加しているが、現在JCIが行う評価結果は広告可能とされていないことから、地方自治体や医療機関から広告可能事項への追加要望がある。

### 2. マネジメントシステムの評価

- ① 日本適合性認定協会の認定(いわゆるISO)を受けた旨については広告可能とされている(広告告示※<sup>1</sup>)。
- ② ISOについては、ISO9000シリーズの品質マネジメントシステムの認証を取得している旨が広告可能とされている(医療広告ガイドライン)が、ISO9000シリーズ以外に、臨床検査室の規格であるISO15189等を取得する機関がある。

※<sup>1</sup> 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)

※<sup>2</sup> Joint Commission International。国際的な医療施設評価認証機関。日本医療機能評価機構と同様に、病院第三者評価の国際認証(ISQua)を取得。世界で968施設(68カ国超)が認証を取得(2017年11月1日時点)。

## 改正(案)

- JCIが行う評価の結果については、上記の理由により、広告告示を改正し、広告可能事項に追加してはどうか。
- ISOについては、上記の理由により、新ガイドラインにはISO9000シリーズに限定する旨を削除し、全てのISO認定について広告が可能であることを明確化してはどうか。

# 参 考

■ 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)(抄)

第一条～第三条 (略)

第四条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一～十三 (略)

十四 財団法人日本医療機能評価機構(平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)

十五 (略)

十六 財団法人日本適合性認定協会(平成五年十一月一日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨

十七 (略)

第五条～第六条 (略)

## 参 考

- 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)(平成19年3月30日医政発第0330014号医政局長通知)(抄)

### 第3 広告可能な事項について

#### 5 広告可能な事項の具体的な内容

ア～サ (略)

#### シ 広告告示第4条第14号関係

「公益財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)」については、公益財団法人日本医療機能評価機構(以下「評価機構」という。)が行う審査を受けた結果だけでなく、個別具体的な審査項目の結果についても広告しても差し支えないこと。ただし、各医療機関による自己評価調査の項目については、評価機構による評価を受けていないので、広告は認められないこと。

ス (略)

#### セ 広告告示第4条第16号関係

「財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨」については、いわゆる「ISO9000シリーズ」の品質マネジメントシステムの認証を取得している旨を広告しても差し支えないこと。認証取得日や審査登録機関の名称等についても広告可能であること。

ソ(略)

## 医療広告に対する罰則の適用について

○ 違反内容に応じ、以下の流れで罰則が適用される(※1、※2)。

① 内容が虚偽にわたる場合(医療法第6条の5第1項)

→ 直接罰則が適用される。(罰則は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金。医療法第87条第1号)

② その他の広告禁止事項(内容が比較優良広告、誇大広告に該当し、若しくは公序良俗違反の内容を含み、又は省令で定める広告の方法及び内容に関する基準に違反する事項)を広告した場合又は広告可能事項以外の広告を行った場合

→ これらの内容に該当する場合であっても直ちに罰則が適用されることはなく、都道府県知事等により中止命令又は是正命令ができる(医療法第6条の8第2項)

→ 当該中止命令又は是正命令に違反した場合に罰則が適用される。(罰則は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金。医療法第87条第3号)

※1 ①及び②のいずれについても、違反が疑われる広告に対して、調査等を行うことができる。

※2 助産所についても同様の流れ。

# 参 考

## ■ 医療法(昭和23年法律第201号。医療法等の一部を改正する法律(平成29年法律第57号)による改正後のもの)(抄)

第六条の五 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示(以下の節において単に「広告」という。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することのないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告をしないこと。

二 誇大な広告をしないこと。

三 公の秩序又は全量の風俗に反する内容の広告をしないこと。

四 その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準

3 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

一～十四 (略)

4 (略)

第六条の八 (略)

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告をした者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の五第一項、第六条の六第四項、第六条の七第一項又は第七条第一項の規定に違反した者

二 (略)

三 第六条の八第二項、第七条の二第三項、第二十三条の二、第二十四条、第二十八条、第二十九条第一項又は第三十条の十五第六項の規定に基づく命令又は処分に違反した者